

東京都障害者就労支援協議会設置要綱

平成 19 年 8 月 22 日付 19 福保障自第 651 号
平成 22 年 4 月 1 日付 22 福保障自第 300 号
平成 24 年 3 月 1 日付 23 福保障自第 1608 号
平成 24 年 7 月 16 日付 24 福保障自第 643 号
平成 26 年 7 月 16 日付 26 福保障自第 769 号
平成 27 年 2 月 13 日付 26 福保障自第 1336 号
平成 27 年 4 月 1 日付 27 福保障自第 20 号
平成 28 年 4 月 1 日付 28 福保障地第 3 号
平成 28 年 7 月 1 日付 28 福保障地第 459 号
平成 30 年 2 月 13 日付 29 福保障地第 1382 号
令和 2 年 6 月 23 日付 2 福保障地第 422 号
令和 3 年 7 月 2 日付 3 福保障地第 504 号
令和 4 年 6 月 4 日付 4 福保障地第 385 号
令和 5 年 4 月 1 日付 5 福保障地第 192 号
令和 7 年 4 月 1 日付 7 福祉障地第 351 号
(最終改定) 令和 8 年 4 月 1 日付 8 福祉障地第 50 号

(設置)

第 1 条 「2050 東京戦略」に掲げた「2035 年度までに障害者雇用数を 60,000 人増加」という施策目標の実現を目指し、各関係機関が連携を図り、障害者の企業での就労を促進することを目的とし、東京都障害者就労支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会全体の障害者雇用についての機運の醸成
- (2) 企業の雇用機会の拡大等による障害者の就労の促進
- (3) 企業、福祉、労働、教育等のネットワークによる障害者就労の全面的な支援

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経済団体、民間企業、労働・教育関係機関、医療関係機関、就労支援事業者等の障害者就労の関係者
- (3) 関係行政機関の職員

2 委員は、福祉局長が委嘱する。

3 協議会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

4 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 座長に事故があるときは、副座長がこの職務を代理する。

6 委員は、会議に出席できないときは、その所属する機関の職員等を代理人とすることができる。

(会議)

第4条 協議会は、座長が召集する。

2 協議会は、座長が主宰する。

3 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

4 協議会は、必要な事項について調査、検討を行うため、部会を置くことができる。

5 協議会は、原則として公開とする。ただし、出席した委員の過半数で決したときは、非公開とすることができる。

(幹事)

第5条 協議会における協議、検討等の充実及び効率化を図るため、委員のほかに幹事を設置する。

2 幹事は、別表1に掲げる団体に属する者及び職にある者をもって充てる。

3 幹事は、協議会に出席し、協議、検討等に必要な情報を提供する。

(起草委員会)

第6条 協議会に、施策提言等を取りまとめるための起草委員会を設置する。

- 2 起草委員会は、協議会及び次条の事務局会議の委員のうち、座長が指名する委員をもって組織する。

(事務局会議)

第7条 協議会に、関係行政機関の連携による具体策の検討を行うための事務局会議を設置する。

- 2 事務局会議は、別表2に掲げる職にある委員をもって組織し、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、産業労働局と福祉局の共管とする。ただし、協議会の事務的運営については、福祉局が担当するものとする。

- 2 協議会の運営は、産業労働局雇用就業部と福祉局障害者施策推進部が共同で処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則 (平成19年8月22日19福保障自第651号)

この要綱は、平成19年8月22日から適用する。

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年3月1日から適用する。

この要綱は、平成24年7月16日から適用する。

この要綱は、平成26年7月16日から適用する。

この要綱は、平成27年2月13日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年7月1日から適用する。

この要綱は、平成30年3月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和３年４月１日から適用する。

この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

この要綱は、令和５年４月１日から適用する。ただし、この要綱の適用の日から令和５年６月３０日までの間、第３条第２項、第８条並びに別表１及び２中「福祉局」とあるのは、「福祉保健局」と、別表２中「政策推進担当課長」とあるのは「福祉政策推進担当課長」とする。

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

この要綱は、令和８年４月１日から適用する。

別表１

	所属・職
１	産業労働局事業推進担当部長
２	公益財団法人東京しごと財団事務局長
３	教育庁指導部長
４	福祉局障害者施策推進部長

別表２

	所属・職名	
１	東京労働局	職業安定部 職業対策課長
２	東京労働局	職業安定部 職業対策課長補佐
３	東京労働局	職業安定部 職業対策課 障害者雇用対策係長
４	産業労働局	総務部 企画調整課長
５	産業労働局	総務部 企画調整課 統括課長代理（企画担当）
６	産業労働局	雇用就業部 計画調整担当課長
７	産業労働局	雇用就業部 調整課 統括課長代理（計画担当）
８	産業労働局	雇用就業部 就業推進課長
９	産業労働局	雇用就業部 就業推進課 統括課長代理（障害者雇用促進担当）
１０	産業労働局	雇用就業部 能力開発課長
１１	産業労働局	雇用就業部 能力開発課 統括課長代理（公共訓練担当）
１２	教育庁	企画部 教育政策課長
１３	教育庁	企画部 教育政策課 課長代理（政策担当）
１４	教育庁	指導部 特別支援教育指導課長
１５	教育庁	指導部 特別支援教育指導課 主任指導主事（就学相談担当）

16	教育庁	指導部 特別支援教育指導課 主任指導主事（特別支援教育担当）
17	教育庁	指導部 特別支援教育指導課 統括指導主事
18	総務局	人事部 人事課 統括課長代理（人事担当）
19	政策企画局	計画調整部 計画調整担当課長
20	政策企画局	計画調整部 計画調整課 統括課長代理
21	福祉局	企画部 政策推進担当課長
22	福祉局	企画部 企画政策課 課長代理（企画政策担当）
23	福祉局	障害者施策推進部 就労支援担当課長
24	福祉局	障害者施策推進部 地域生活支援課 課長代理（就労支援担当）
25	福祉局	障害者施策推進部 地域生活支援課 課長代理（就労促進担当）